

社会福祉法人ゆうゆう
幼保連携型認定こども園
すみよし愛児園

重要事項説明書（入園のしおり）

園児名

目 次

1. 事業者	3
2. 事業の目的	3
3. 園の概要	4
4. 施設の概要	4
5. 職員体制	4
6. 開園日・開園時間および休園日	4
7. 利用料金	5
8. 支払方法	5
9. 提供する保育・教育の内容	6
10. 毎日の生活の流れ	7
11. 給食について	8
12. 休息について	11
13. 健康について	11
14. 病気に対する取り扱い	11
15. 感染症について	12
16. 与薬について	13
17. 保険の加入	15
18. 緊急時の対応方法	15
19. 非常災害時の対策	15
20. 安全管理について	16
21. 特別な配慮を必要とする子どもの 保育に対するご理解とご協力について	17
22. 虐待防止のための措置	17
23. 相談・苦情等に関する窓口	18
24. 園の利用にあたって	18
25. 園生活について	20
26. 利用の終了に関する事項	21



1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人ゆうゆう
代表者の氏名	理事長 矢巻 行祥
法人の所在地	〒400-0851 山梨県甲府市住吉3丁目24-20
法人の電話番号	055-237-4101
定款の目的に 定めた事業	<p><u>認定こども園（幼保連携型）</u> すみよし愛児園 （山梨県甲府市）</p> <p><u>保育園</u> 笛吹市立石和第五保育所 （山梨県笛吹市） 北区立王子本町保育園 （東京都北区） 日暮里保育園 （東京都荒川区） キヅキ （山梨県韮崎市）</p> <p><u>地域子育て支援拠点事業</u> わたぼうし （山梨県甲府市） きっずいさわ （山梨県笛吹市） わたぼうし （東京都荒川区） 蔵 ku-ra （山梨県南アルプス市）</p> <p><u>一時預り事業</u> すみよし愛児園すずらん （山梨県甲府市） 石和第五保育所すずらん （山梨県笛吹市） きっずる一む県庁別館 （山梨県甲府市） 蔵 ku-ra （山梨県南アルプス市） キヅキ （山梨県韮崎市） 産福連携型保育室あさひテラス（山梨県韮崎市）</p> <p><u>放課後児童健全育成事業</u> ゆうゆう館 （山梨県甲府市）</p> <p><u>病児保育事業（体調不良児対応型）</u> すみよし愛児園 （山梨県甲府市） 石和第五保育所 （山梨県笛吹市） キヅキ （山梨県韮崎市）</p> <p><u>利用者支援事業</u> 蔵 ku-ra （山梨県南アルプス市）</p>

2. 事業の目的

事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的としている。
運営方針	素朴に純真に忍耐強く、子どもを軸として連動する絆を結び、時代に翻弄されることなく、子ども人権や主体性を尊重し、子どもの幸せを追及していく。

3. 園の概要

名 称	認定こども園 すみよし愛児園（幼保連携型）
所 在 地	〒400-0851 山梨県甲府市住吉3丁目24-20
電 話 番 号	055-237-4101 (fax055-237-4124)
創 設 年 月 日	昭和46年4月1日（平成17年3月25日法人認可）
施 設 長 氏 名	園長 矢巻 行祥
認 可 定 員	75名（0歳児～就学前） ※生後1.5ヶ月から入園可能 ※1号認定 15名 2・3号認定 60名
取 り 扱 う 保 育 事 業 の 種 類	延長保育、障害児保育、病児保育（体調不良児対応型）
自 己 評 価	自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めます。 （結果はHPにて公表）
職 員 へ の 研 修 の 実 施 状 況	園内研修および外部研修を積極的に取り入れ、職員のスキルアップに努めます。

4. 施設の概要

敷 地	面積 1767.47 m ²
建 物	鉄骨造平屋建て 606.94 m ² （平成26年5月新園舎完成）
施設の内容	乳児室、保育室、広縁、遊戯室、ホール、給食室、医務室、事務室、トイレ、プール、図書室 他

5. 職員体制

<認定こども園としての当園の認可定員に対する目安>

園 長	主幹保育教諭	保育教諭	栄養教諭	調理師	看護師	法人事務
1	2	14	2	1	1	3

※職員配置につきましては実施する事業等により変動することがあります。

6. 開園日・開園時間および休園日

開園日	月曜日から金曜日（※土曜日は要相談）
開園時間	7時30分から19時00分
保育時間	◇教育標準時間 8時30分～13時30分 ◇保育短時間 8時30分～16時30分 ◇保育標準時間 7時30分～18時30分 ※上記時間外は預かり保育または延長保育となります。
休園日	日曜日・祝祭日・年末年始（他はその都度連絡） ※1号認定 長期休暇（夏季・冬季・春季）

7. 利用料金

1) 保育料

保育料は居住地の市町村が定める額を納入することになっています。

毎月20日に指定口座より引き落とされますので、必ず残高の確認をお願い致します。

(例/4月分引き落とし→4月20日。20日が土日祝日の場合は翌営業日。)

※引き落とし手数料あり

2) 環境充実費

園舎、園庭、駐車場等の環境充実・改善・設備に充当します。

全ての在園児において月額5,000円となります。

3) 給食費

1号認定のお子さんの主食費は月額2,500円、副食費は月額4,200円となります。

(※年間の給食費を12で割った額)

2号認定のお子さんは主食費は月額3,000円、副食費は月額6,000円となります。

4) 預かり保育・延長保育料

		① 7:30～ 8:30	② 8:30～ 13:30	③ 13:30～ 16:30	④ 16:30～ 18:30	⑤ 18:30～ 19:00
月 ～ 金	[1号] 教育標準 時間認定	預かり保育 1回500円		預かり保育 1回500円	預かり保育 1回500円	延長保育 1回500円
月 ～ 土	[2・3号] 短時間 保育認定	預かり保育 1回500円			預かり保育 1回500円	延長保育 1回500円
	[2・3号] 標準時間 保育認定					延長保育 1回500円

※①、④、⑤の時間帯をご利用の方は事前の申請が必要です。緊急の場合も対応しますが、必ずご連絡ください。

※有料の時間枠については、それぞれ1回の利用につき500円を頂きます。

※1号認定のお子さんが③の利用があった場合は、おやつ代50円を実費頂きます。

※1号認定のお子さんの長期休暇中の利用については、②の時間帯は1回500円となります。(別途給食費400円/1回)

5) 保育料(環境充実費及び給食費を含む)の変更について

今後も社会情勢により利用料金が変動することが考えられますのでご了承いただきますようお願いいたします。

6) 認定の切り替えについて

短時間から標準時間の切り替え等の認定を変更する場合は、希望する月の前月の10日までに市役所への手続きが必要になります。期限を過ぎた場合や月の途中では認定の変更はできません。

短時間認定の方が標準時間を利用する場合には延長保育料が発生することをご了承下さい。お仕事が変わったり、勤務時間を変更する際には事前に園にご連絡をお願い致します。

8. 諸費用の納入方法

園が指定する金融機関による口座振替もしくは現金にて納入いただきます。なお、現金納入の場合はトラブル防止のため、指定された日に必ず保護者の方が事務所に持参して職員へお渡しください。

9. 提供する保育・教育の内容

～保育目標～

ONE FOR ALL ALL FOR ONE

～ひどりはみんなのために みんなはひとりのために～
仲間を大切に、どんな時も力を合わせ、喜びに繋がる生活を送ろう

◆思いやりのある子ども

人間関係や自然との触れ合い、環境に関心を広めながら、すべてのものと助け合いながら生きていける温かい心を育む。

◆意欲のある子ども

自分の意志でやろうと思ったことができる時間と空間と仲間を大切にされた中で、自分らしさをのびのびと表現し、自己発揮する。

◆生活の中での決まりの守れる子ども

子ども自身が試行錯誤し、いろいろな経験をしながら、集団の中で生きていくため規則性や法則性を学ぶ。

～乳幼児期は大人の価値観や姿に大きく影響を受ける時～

この時期に何を大切にするのか、そしてどう見守っていくのか、この選択は何よりも大きな役割です。「早い・遅い」「できる・できない」だけにとらわれず、子どもの歩む道筋、その過程に価値を見出し認めていくことは、意欲的に前向きに生きていくための力を育てていきます。

当園では個々の歩みを大事にし、乳幼児期に本当に必要なこと(原点)を忘れずに過ごすことを心がけています。

かけがえのない大切な命です。精一杯輝いて、自分らしく、素敵なお花を咲かせるための心の根を、この時期にしっかりと張って欲しいと願っています。

すみよし愛児園の目指す認定こども園

すみよし愛児園は、60名の保育園と15名の幼稚園が同じ場所で生活する「幼保連携型認定こども園」です。少人数の良さを最大限生かし、全職員が全園児の家庭環境から日々の育ちまでしっかり把握し、一人一人の成長に何が必要なのかを全員が考えられる教育・保育を目指します。個々にじっくりと向き合う時間を大事にし、自分の思いを素直に表現でき、受け止めてもらえる安心感のある家庭的な園でありたいと思います。

また、家庭環境の変化による転園をせずに子ども達が安心して卒園まで過ごせるのも認定こども園の大きな特徴です。

遊びを中心とした教育・保育

子どもの生活＝あそびです。あそびを通して豊かな経験が得られるよう援助していきます。子ども達は遊びの中から、知恵や人とののかかわりを学びます。保育者は先走らず、つねに子ども自らの気づきを大切にしています。

「なんだろう?」「やってみたい!」「どうしたらいいんだろう」etc・・・そんな風に子ども達の好奇心や探究心が十分に発揮できるような環境づくりに努めます。

自然いっぱいの中で・・・

園庭には沢山の木々とシンプルな遊具があります。豊かな自然の中で子ども達はイメージを膨らませて遊んだり、様々な遊具を組み合わせたり、年齢や発達（力量）に応じて工夫する力も育っていきます。

一年を通した園庭での遊びはもちろん、散歩にも積極的に出かけます。体づくり、自然への発見、地域の方とのふれあい、交通ルールなどの学び、友達と協力することなど心と体の発育に大きな刺激を与えることができます。

心と体を育てるおいしい給食

家族が食卓を囲むように、子どもと先生と一緒に机を囲んで食べています。よりおいしく、より栄養いっぱい、より幸せになるような給食を目指して、給食の先生と担任の先生が毎日情報交換しながら、子ども達の食生活の状況を把握しています。

提供する食材は地域や旬のものを厳選し、手作りにこだわり、安心安全な給食・おやつを心掛けています。

給食の配膳ではバイキング形式を導入しています。

10. 毎日の生活の流れ

時 間	1号認定 3.4.5 歳児 (教育標準時間)	2号認定 3.4.5 歳児 (保育短時間・標準時間)	3号認定 0.1.2 歳児 (保育短時間・標準時間)	主な内容
7:30~ 8:30	預かり保育	預かり保育(短時間) 順次登園(標準時間)	預かり保育(短時間) 順次登園(標準時間)	保育室・園庭等の安全点検 健康観察(視診等)
8:30 ~ 9:00	登園 自由遊び	登園 自由遊び	登園 自由遊び	
9:00	登園完了	登園完了	登園完了	門の施錠
9:00 ~	年齢別保育& 異年齢児保育 *指導計画に基づいて 過ごしていきます。	年齢別保育& 異年齢児保育 *指導計画に基づいて 過ごしていきます。	年齢別保育& 異年齢児保育 *指導計画に基づいて 過ごしていきます。 排泄・おむつ交換 (※随時) おやつ	0.1 歳児は個々の子ども に合わせ午前寝もできる 柔軟な対応を心掛けてい ます。 室内・戸外遊び、散歩等 子ども達が遊びこめる 配慮をします。
11:00 ~	片付け [昼の会]振り返りの時間 給食準備・昼食	片付け [昼の会]振り返りの時間 給食準備・昼食	給食準備 昼食 片付け	栄養とバランスを考えた 手作りの給食。子ども達 が大好きな時間です。
12:15~ 12:30~ 13:00~ 13:30	片付け 掃除 降園準備・降園 降園完了 ※以降預り・延長保育	片付け 掃除 休息の時間 (昼寝・静の遊び)	昼寝準備 昼寝	いっぱい遊んで、いっぱい 食べた後は、心と体を静か に休めます。 1号のお友達とはまた明日 ねとごあいさつをします。
15:00	おやつ	おやつ	おやつ	おやつも毎日手作り! 子ども達のお楽しみ♪
15:20~ 16:00	掃除 戸外・室内遊び 降園開始	掃除 戸外・室内遊び 降園開始	戸外・室内遊び お迎え準備 降園開始	視診、持ち物点検などを して、お迎えを待ちます。 お仕事が終わる次第、お迎 えをお願いします。
16:30~	預かり保育	預かり保育(短時間)	預かり保育(短時間)	お子さんを引き渡し後は 降園へのご協力をお願い いたします。
18:30~ 19:00	延長保育	延長保育	延長保育	

※8:30~16:30の保育内容につきましては、子ども達の健康状態・活動等に応じて時間が多少前後します。

※各ご家庭のご都合で16時前に降園する場合は通常の引き渡しとの対応とは異なりますのでご了承下さい。

11. 給食について

乳幼児期の食生活は、今後の心と体を作る大切なものです。

おいしく食べることはもちろん、健康な体づくりやマナーや習慣も身につけられるように関わっていきます。

また当園では、大皿から主食、副菜、汁などを各自食器に盛り付けて食べる形式（バイキング形式）をとっています。保育同様、個々の育ちや状態に応じた対応をしながら、食への興味や意欲、周囲の人との関わりを感じられるようにしていきます。食事については、個人差が非常に大きいので、焦らず、強制せず、卒園までには、自分で食事の量と質が選べるよう、配慮していきたいと思っています。

また、当番活動も楽しみながら、思いやりの心や仲間のために働く喜び、皆で自分たちの生活を作っていくことも経験していきます。

給食で大切にしていること

～自分から楽しく食べることも～

① 手作りへのこだわり

● 味覚の発達

子どもたちは体の成長と一緒に味覚も発達していきます。特に0～6歳に食べた食事は、味覚の基礎となり、大人になった時の味の好みができると言われています。

市販されている食品には添加物が多く含まれていると言われてはいますが、それだけでなくとても味が濃く作られていますので、これに慣れてしまうことで素材の味や薄い味が感じにくくなり、味覚の形成に影響を与えます。

このような時期に手作りにこだわることで、使う食材を選び、子ども達に安心して食べてもらえるようにしていきます。

● 煮物のメニューも大切に！

食の欧米化が進んでいる中、最近では忙しくても簡単に作ることができるレトルト食品や冷凍食品、ファーストフードなどが身近にあり、このような食品に頼ることも多くなっています。これらを多く摂取することで脂肪・塩分のとりすぎが心配されます。

そこで、園では不足しがちな栄養を補えるよう、根菜・乾物・豆類を多く使用できる煮物を積極的に取り入れていきます。これらの食品には、お腹の調子を整えたり、丈夫な体を作ってくれる働きがあります。さらに、よく噛む食品なので、あごの発達や、脳の発達、虫歯の予防、よりよい歯並び、肥満防止にも繋がります。

● たくさんの種類の食材を使います

健康を保つためには、主食（ごはん）主菜（肉・魚・卵・大豆）副菜（野菜）が基本です。様々な食品を組み合わせることで栄養のバランスがとりやすく、偏食を防ぐことができます。

給食でも様々な食品に触れられるよう、たくさんの種類の食材を使用することが、子どもの食べる経験を増やし、味覚の形成につながります。

② 季節感

最近では冷凍野菜やビニールハウスで育てられた野菜が多く出回り、食材の旬がいつなのか分かりづらい状況にあります。旬というのは食材が最もおいしく食べられる時期で、栄養もたっぷり詰まっています。給食では旬の食材を使い、おいしく食べられるような調理法で素材の味を活かしていきます。

例えば・・・旬の野菜を使ったカレー

夏は、なす・ピーマン・トマト・かぼちゃなどを使ったカレー

冬は、ほうれん草・ブロッコリー・きのこなどを使ったカレー

同じ料理でも季節に合った食材を使い、子どもたちに季節感を味わってもらいたいと思っています。

③ お楽しみのデザート

●くだもの

果物にはビタミンが多く、風邪予防に繋がるため、積極的に取り入れます。いちご・すいか・ぶどう・梨・柿・りんご・みかん・はっさくなど季節に合った果物を使用していきます。また、グレープフルーツやオレンジも多用します。グレープフルーツは、他の果物に比べ甘みを感じにくいことが特徴です。子どもは、甘いお菓子を好んで食べることもあると思いますが、園では果物そのものの美味しさ、甘さを感じてもらいたいです。

●ゼリー

寒天から作る給食のゼリーは食物繊維をたっぷり摂ることができます。寒天をデザートとして食べることで、食べたものが体の中でゆっくりとエネルギーに変わり、血糖値がゆるやかに上昇します。そのため、子どもの体への負担が減り、午睡に入りやすく、午後の活動も落ち着いて過ごすことができます。

体の基礎をしっかり作り、丈夫な体になってもらいたいと考え、メニューを立てていきます。卒園しても“また食べたい”と思ってもらえるようなおいしい給食を作り、園に来る楽しみの1つになってもらえると嬉しいです。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

家庭へのお願い

① 献立表の確認をお願い致します。

毎月、二週間交替の献立表を作成し配布します。

園の給食と家庭での食事が重ならないように配慮してください。また、その日に使用する食材や食事に関する情報、旬な食材のなども情報提供していきます。給食に出る食材は提供する前までに必ず家庭で試してみてください。アレルギー症状を引き起こす恐れや、予防のためにもご協力をよろしくお願い致します。

② 主食について

3歳以上児さんは、主食(ご飯・パン)を家庭から持参しますが、主食に味をつけずに持たせ

てください。白米・食パンが適しています。主食の量は、家庭で食べる量より少なめで徐々に調節していくことをお勧めします。

③ 離乳食について

離乳食はご家庭と連携を取りながら、お子さま一人ひとりの様子や発達に応じていきます。初期・中期・後期・完了期と献立を作成し食べ方を見ながら、舌ざわり・飲み込みやすさ・食べやすさを調節します。献立の日程通りに食材を進めさせていただきます。園で提供することが初めてにならない様に必ずご家庭で慣らしてきていただけるようご協力をお願い致します。

④ アレルギー食について

給食においてアレルギー対応食の可能な範囲を知る為にも、互いの情報交換が必要となります。除去する食品の種類や程度を把握し、事故防止に万全を期していきますので、該当する方々にはアレルギーの品目・程度等、詳しい内容について園内の様式に記入して提出していただきます。(年度末に次年度用として毎年提出)

成長に応じてアレルギー反応も変化していきます。必要に応じて話し合いの機会を設けたり、改善しているものについては提示してもらいながら家庭での状況や工夫していること、そして園での取り組みなど情報交換をしながら子どもにとって望ましい健康作りの援助を共にしていけたらと思います。ご協力お願いいたします。

12. 休息について

長時間保育の中での健康、安全面への配慮はもちろんのこと、次の活動へのエネルギー補給や情緒の安定を図るために、休息(午睡)も重要なものと考えています。年齢や、個々の体調、その日の活動内容により、時間やとり方について、柔軟に対応し、お昼寝や静の遊びを通して心身を休めます。

家庭での生活の様子も大切な情報になりますので、連絡帳や口頭で必要に合わせてご連絡下さい。

[よくあそび、よく食べ、よく眠る]・・・あたりまえのことですが、どれかひとつでも満たされないとしたならば、健康な心身の発達は望めません。家庭と園で協力して子ども達の生活リズムを整えていきましょう。

※お布団(カバー)は毎週末持ち帰り、ご家庭にてお洗濯・布団干しをお願いします。

子ども達が気持ちよく休息が取れるよう、ご協力をお願いします。

13. 健康について

予防接種…集団生活ですので、定期予防接種は接種可能な年齢・時期にきましたらきちんと受けて下さい。お子さんの感染予防だけでなく、周囲への感染拡大にもご配慮下さい。接種後は必ずご家庭で様子を見て下さい。

健康診断…学校医による内科検診および学校歯科医による歯科検診を年各2回（5～6月頃と10～11月頃）実施します。結果につきましては、その都度お知らせいたします。

◇学校医 今井循環器呼吸器科 今井恭史先生

◇学校歯科医 古屋歯科医院 古屋延明先生

◇学校薬剤師 奈良法親先生

その他、毎月10日前後に身体測定（身長・体重）を行います。

14. 病気に対する取扱い

- 朝、微熱や変調があり休ませたいときは、9時00分までに必ず、電話連絡をして下さい。欠席をした場合は、登園の折、口頭もしくは連絡帳により体調等の連絡を取り合います。
- 在園中に異常（発熱、発病、負傷など）を認めたときは、直ちに連絡をいたします。連絡先が変更になる場合は、必ずお知らせ下さい。また、お子様に早めの対応ができるよう、日頃からご家族や職場の方に相談しておきましょう。
- 伝染性のものに対しては、欠席連絡を行い、治癒するまで登園を見合わせ、登園時には、医師の許可証明を得て下さい。

15. 感染症について

健康管理や予防に努めながらも、もし感染症に罹ってしまった時にはしっかりと休養し、子どもへの負担をできる限り減らしてあげると共に、周囲への感染防止にもご協力下さい。

なお、治癒後の登園の際に『許可証』が必要になる場合があります。用紙は園にありますので、お申出下さい。

◆学校保健安全法における感染症の種類

【第1種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

※治癒するまでは出席停止

◆保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）における乳幼児がかかりやすい感染症（医師が記入した診断書が必ず必要な感染症）

病名	感染しやすい期間	登園許可のめやす
インフルエンザ <small>（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ感染症を除く）</small>	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） ※登園許可証または治癒報告書（保護者記入）を提出	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、幼児にあっては、3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症2日前から発症後7～10日間は感染症のウイルスを排出している ※登園許可証または治癒報告書（保護者記入）を提出	発症日の翌日から数え5日経過し、かつ症状が軽快し24時間経過している
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消えるまで
水ぼうそう	発疹出現1～2日前からかさぶた形成まで	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜炎 （プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状がなくなってから2日経過するまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

◆保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）における乳幼児がかかりやすい感染症（医師の診断が必要な感染症）

病名	感染しやすい期間	登園許可のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口の中に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
りんご病 (伝染性紅斑)	発疹出現前の1週間	全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐と下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹がかさぶたになるまで
ヘルペス口内炎	水疱を形成している間	発熱がなくなりよだれが止まり普段の食事ができること
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと
◎その他の伝染病	以下参照	
ウイルス性肝炎、アタマジラミ、水いぼ、とびひ		

・必ず医師の診断のもと登園をお願いします。他の児童への感染力がある間は登園を見合わせていただけるようお願いいたします。お仕事等の調節が必要な方もいらっしゃいますので、みなさんでご協力をお願いいたします。

16. 与薬について

基本的には、医師から処方された薬は医療機関または保護者が与えていただくものです。ただし、やむを得ない事情の場合のみ、所定の手続きの上、職員が保護者の代わりに与薬の協力をさせていただきます。

与薬依頼書

園長宛

次の児童については、医師と相談の結果、指示によりやむを得ず、園での保育時間中における与薬が必要になりました。つきましては、保護者の責任において、園での児童に対する与薬を下記により行っていただきたく依頼します。

- 依頼日 令和 年 月 日()
- 園児名 ()
- 保護者名 ()
- 医療機関名 ()
- 病名 ()
- 与薬期間 令和 年 月 日 ～ 月 日
- 保管 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他()
- 薬の内容 ※薬の説明書を添付してください。

薬の種類	与薬方法	
内服薬(1)	服用時間 食(前・間・後)	服用方法 そのまま・水で溶く・その他()
内服薬(2)	服用時間 食(前・間・後)	服用方法 そのまま・水で溶く・その他()
塗り薬	回数 回(時間)	患部 ()
点眼薬	回数 回(時間)	患部 左目 ・ 右目

《注意事項》

- 事前に医師と相談し、園での与薬がどうしても必要と指示があった場合に限り、依頼するようにしてください。
- 薬は今回の病気で処方されたもののみお預かりできます。市販の薬、座薬および解熱剤、吸入薬はお預かりできません。
- 薬には「依頼書」と「薬の説明書(コピー可)」を添えて、名前を書いた透明のビニール袋(ジップロックなど)に入れ職員室の職員に手渡してください。薬は必ず1回分ずつ、それぞれに名前を書いて持参してください。(不備がある場合は、園での与薬はいたしません)

※園記入欄	/	/	/	/	/	/	/
受取者印							
与薬者印							

17. 保険加入

(1) 全園児の加入となっております独立行政法人日本スポーツ振興センターへの掛け金については下記のとおりです。

保護者負担分 年間一人 240 円

なお、上記負担分についての集金方法は別途お知らせいたします。

また、医療費の支給対象は、500点(5,000円)以上になりますので、それに達していない場合は、各自ご負担となります。

(2) 園賠償責任保険・・・園にて加入

18. 緊急時の対応方法

保育中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の処置を講じます。

事故や怪我、災害や事件発生時など保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の心身の安全を最優先させ、当園が責任をもってしかるべき対応を行いますので、予めご了承願います。

< 近隣の緊急連絡先 >

嘱託医	氏名	今井循環器呼吸器科	
	所在地	甲府市住吉1丁目10-4	電話 055-235-2278
救急隊	管轄消防署	甲府南消防署	
	所在地	甲府市伊勢3丁目8-23	電話 055-233-1490
警察署	管轄警察署	甲府南警察署	
	所在地	甲府市中小河原町404-1	電話 055-243-0110

19. 非常災害時の対策

非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、月1回以上の避難および消火、救出その他必要な訓練を実施します。

避難・消火訓練	避難・消火訓練 月1回以上実施(火災、地震、台風、不審者等)
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯
避難場所	指定避難場所…山梨県自治会館

20. 安全管理について

子ども達への安全への配慮と対応がより求められる昨今です。園ではどのような対応がなされているのかと、保護者の皆様の心配も尽きないことでしょう。大切なお子さんの安全面について、園の状況を下記のとおりお知らせすると共に、保護者の皆様のご協力とご理解をお願い致します。

避難訓練実施実績

月	災害設定	状況設定・訓練内容
4月	不審者発見	不審者が園の近くに浸出したと警察署より連絡あり。その後園の外から不審者が覗いていることを発見。110番通報と共に室内へ速やかに子どもを避難させる。
5月	地震	おやつ時間に地震発生。非常ベルで知らせ、落下物のないところへ一時避難させる。おさまったことを確認し、防災頭巾をかぶり安全場所へ移動。(落下の危険のあるもの等のチェック。上履き・防災頭巾指導)
6月	台風・洪水・引取り	台風の接近に伴い、近くの川が浸水。より接近することが予想されるので、子どもたちを安全な場所へ保護し、各家庭へ緊急連絡網を使い、引取りの連絡をする。(引き取りのやり取りを仮定)
7月	地震	午前中の外遊びの時間に地震発生、園児を安全な場所へ避難させる。散歩中に出かけている子どもたちは、携帯電話で安全確認。(緊急時の安全確認のチェック)
8月	火災	園の西側の民家から出火。園舎に燃え移ることも想定できるので、子どもたちを園庭東側に速やかに避難させる。(避難経路確認)
9月	地震・引取り	おやつ時間に大規模地震発生。園児を安全な場所に避難させる。その後、保護者と引き取りを想定した訓練の実施。
10月	不審者接触	園庭にいる子どもに外部から不審者が声をかけてくる。速やかに保育教諭も近寄り子どもたちを安全な場所へ避難させると共に110番通報。(外部の方との接触について確認)
11月	地震	給食直前、室内にいる子どもが多い中、地震が発生。園児を安全な場所へ避難させ、おさまった事を確認し安全な場所へ移動。(室内の点検、避難場所の確保の仕方確認)
12月	火災	給食室から出火。消火しきれず園舎に広がる恐れがあるので、園児を全員園外(駐車場)へ避難させる。(人数確認の徹底と速やかな非難の再確認)
1月	地震	お迎えの時間に地震発生。地震が起きた時の動きを再確認後、避難時に起こる二次災害について伝達。(落下物からのけが等)
2月	火災・消火活動	園舎東側の住宅から出火。園児を園庭西へ避難させる。消火器にて消火活動の手伝い。(消火器の実演)
3月	避難練習	災害や不審者等、避難が必要な事柄が起きたときは笛の合図にて避難をする。その速やかな避難行動を練習する。

【防犯対策について】

- 笛の携帯・・・職員は全員災害時のために笛を携帯します。また園外に出るときは携帯電話も持ちます。
- インターホンの設置と園入り口の施錠・・・園の入り口は施錠します。保護者の方、訪問者についてはインターホンにて対応し、部外者が自ら園内に入ることをないようにします。
- 不審者を想定した対応の確認・・・避難訓練に合わせて、不審者を想定した際の職員間の連携のとり方や、対応の仕方について毎月、職員間で確認します。
- 定期的な避難訓練の実施・・・上記の対策に加えて、職員と子ども達による日常的な訓練（確認）を行うことをより大切に考えて実施します。

【避難場所の確認】

災害時等、緊急のお迎えをお願いする場合は、園より緊急連絡網にて各家庭にお知らせする場合があります。しかし、通信経路の絶たれるような大災害の場合については、自主的にお迎えをお願いします。避難場所は園→園の駐車場→山梨県自治会館です。速やかにお迎えをお願いします。

【ご家庭へのお願い】

緊急時・災害時について各ご家庭でも、いろんな場所・ケースを想定し、どんな風に対応したらよいか話し合っておいてください。早めのお迎えをお願いすることがあったり、急遽の休園も想定されますので、その際は子ども達の安全を第一に対応をお願い致します。また子ども達へも必要な情報をわかりやすく伝えてあげましょう。

園からの連絡があった場合や、自主的に迎えに行かなければならない場合など、家族の連携をどうとるかも確認しておいてください。

その他、何か御不明な点等ありましたら、お知らせください。

21. 特別な配慮を必要とする子どもの保育に対するご理解とご協力について

園生活を送る上でお子様に特別な配慮が生じた場合は、早期に対応するために診断書の提出をお願いいたします。

また、特別な配慮の有無によって区別・差別されず、全ての子どもたちが一緒に過ごすことがあたりまえの景色となる社会を作っていきたいと思っています。全ての子どもたちが共に育ちあっていく保育へのご理解をお願いいたします。

22. 虐待防止のための措置

当園を利用する子どもの人権擁護、虐待防止のために必要な体制を整備し職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。

職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、市町村、児童相談所等の適切な機関に通報します。

23. 相談・苦情等に関する窓口

相談苦情解決責任者	矢巻 行祥	Tel 055-237-4101
相談苦情受付担当者	中沢 真知子	Tel 055-237-4101

※第三者委員を設置しています。詳しくは園内掲示をご覧ください。

※面接、文書、電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

24. 園の利用にあたって

①受け入れ保育

入園当初は、園の環境に慣れ、お子さんが安心して離れるようになることができるまでのしばらくの間は、(個人差もあります)保育時間を短縮して徐々に馴染んでいけるように、関わっていきたいと思います。お子さんにとって、必要以上の負担とならぬよう、担任とよく連絡を取り合い進めていきましょう。

②園敷地内全面禁煙について

子ども達の健康や安全への心配りは大人の役割であることは言うまでもありません。子どもに与える影響には、私たち大人の意識が大きな責任を伴います。TPOを考えてのご協力をお願いしたいと思います。

山梨県では、県内の公共の機関や事業所において「禁煙・分煙認定施設」として認定する制度があり、当園は敷地内全面禁煙認定施設となっております。園及び駐車場を含む敷地内での禁煙に御理解、御協力ください。

③写真等の取扱いについて

地域の皆さんに園の様子について知ってもらい、より身近に子ども達のことを感じてほしいと願い、地域に開かれた園であるよう心がけています。

テレビや新聞等の取材の際、写真の掲載など依頼があった場合には、園長が園の意向に沿うものと判断した場合に限り、行なっていきますのでご了承下さい。

保護者の方が園内で撮影をすることは園長が許可した場合のみとなります。送迎等の際に室内やお子さんの撮影はご遠慮ください。また、子どもの服やカバンに録音機等を付けて保育室内の様子を記録することなども、職員と保護者との信頼関係をこわす原因となりますので、おやめください。保育内容等につきまして疑問がありましたら、いつでも園長、法人本部、第三者委員、または市の担当者にお伝えください。

なお個人のブログ、インスタグラムなどのSNSにて、他のお子様やご家庭及び職員等を含む法人・園に関する誹謗中傷等を書き込む等、園や他のご家庭との信頼関係が失われる行為につきましてもご遠慮ください。

⑤園児の送迎について

園児の送迎は、責任ある保護者が行ってください。お迎えに来る方については事前にお知らせいただきます。変更になる場合は必ず連絡をしてください。お知らせいただいた方以外のお迎えがあった場合は、お子さんの引渡しはできませんので、くれぐれもご注意ください。

なお、引き渡し後の園庭等での遊びは(駐車場も含む)、事故や怪我也起こりやすくなるため、速やかな降園へのご協力をお願いします。引き渡し後の事故や怪我についてはご家庭での責任となり、当園が加入する保険の対象外となります。

⑤ 駐車場の利用について

送迎用駐車場の利用の仕方につきましては、安全の為、以下の点を厳守して下さい。またご家庭で送迎されるすべての方に必ずお伝えください。

1) 駐車場内は最徐行運転をお願いします。

車を発進する時は「近くに子どもがいるかも」と意識して運転してください。駐車場では必ず手をつないでいただき、お子さんが先に車から降りたりすることのないようにお願いいたします。

2) 駐車場内で事故等が起きた場合は速やかに園に報告し、当事者同士での解決をお願い致します。車の接触はもちろん、子どもが車に傷をつけてしまったなどのトラブルも他園では報告されています。必要に応じて警察等の関係機関に情報提供を行う場合があります。お互い気持ちよく利用できるようにご配慮ください。

3) 降園(登園)後、園庭等でお子様と遊んでから帰ったり、駐車場で保護者同士おしゃべりをするのはおやめください。長時間の駐車は他のご家庭が駐車場を利用できない状況やスムーズな利用を妨げることに繋がりますので、利用後は速やかに退出されるようにお願いします。

4) エンジンのかけっぱなしや貴重品を置いたままで車から離れることのないようにご注意ください。他園では過去に、保育園送迎用駐車場を狙った車鍵あらしの事件や、駐車したはずの車がゆっくり動き他車にぶつかるという事故もありました。少しの時間だから大丈夫、暑い(寒い)からエンジンをかけたままでなど少しの気の緩みが事件や事故に繋がります。保護者の皆様にはご面倒でも必ずエンジンの停止・施錠・貴重品の持参をお願いします。

また、小さなお子様を車内に残したまま送迎するということが絶対におやめください。

5) 駐車場のご利用につきまして、スピードを出す、子どもから目を離す、石を投げるなどルールを守っていただけない場合は、使用を禁止させていただきます。

近隣の駐車場をお探しいただき、そちらに駐車して園へお越しください。(近隣駐車場への無断駐車はおやめください。)

園の駐車場はあくまでもルールを守っていただける方のみがご使用になれます。

6) 保護者の方同士でも気になる使い方をしている方を見かけましたら声を掛け合うか、園へお知らせください。

子どもが車に傷を付けてしまった、車の接触があった等の場合は保護者の責任で修理をして頂きますが、園へ報告がなく後日発覚した場合はその後の信頼関係にも関わりますので必ず報告をしてください。

安全に気持ちよく駐車場が使用し続けられますよう、使用上の注意は利用する方すべてにご家庭でお伝えください。

⑥ 施設及び園内の備品の取り扱いについて

園の備品・設備・施設等の破損又は滅失等の際は、これによって生じた損害を保護者の方に負担していただく場合があります。

公共の場所、共有の場所を使用する際の姿勢を子ども達は大人の姿を見て学びます。「怒られるから、してはいけない」と理由を省いたり、「子どもだからやっても仕方ない」と投げ出すのではなく、子どもたちにどの様な生き方をしていってほしいのかを

考え、大人たちが姿や言葉で見せていけるようにしていきましょう。

25. 園生活について

① トラブルについて

子どもはまずおうちの方との安定した関係を土台にして、次第に友達とも関わりを持つようになります。自分のしたいことを主張したり、自分の欲求とお友達の欲求のぶつかり合いを経験していく中で、次第に相手の気持ちを知り、自分の感情をコントロールすることも学んでいきます。

年齢にかかわらず、子ども達は自分の気持ちをうまく説明できないために、行動（叩く、押す、噛みつく、ひっかく等）で表現してしまうこともあります。当園では、ただ「ダメ」と止めるのではなく子どもが自分自身で考え、相手のことを知ったり、折り合いをつけたりしながら、関係性を深めていけるよう援助してまいります。

② けがについて

けがの予防には十分注意してまいります。様々なことに挑戦したり友達と関わる中で、けがをする可能性がないとは言えません。子どもが成長していく過程で一度もけがをすることなく成長することはありません。小さなけがは、より大きなけがをしないための学びの機会として見守っていただきたいと思っております。

③ 園内への食品等の持ち込みについて

園には小さい子やアレルギーを持っているお子さんもいます。園で提供するものはすべて栄養士と担任が食材を確認し、子どもたちに提供しています。誤飲や誤食防止のためご家庭からお菓子や朝ごはんの持ち込みは許可していません。

また、おもちゃ等の持ち込みもご遠慮ください。お子さんにとって必要な場合は必ず担任に申し出ていただき確認した上で持ってきていただくようお願いいたします。なお、持ってきた際の紛失・破損及び事故については責任を負えませんのでご理解をお願いいたします。

④ 持ち物等への記名について

持ち物、衣服、靴等には全て記名をお願いします。はがれてしまったり、子どもが取り外しができるような物での記名はご遠慮ください。

⑤ 携帯電話の使用について

園の備品や設備を携帯電話で操作するものがあります。職員がその操作の為に保育中に携帯電話を使用する場面がありますのでご了承ください。

26. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校に就学したとき。
- ・児童の保護者が、市町村の定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ・園の教育保育方針に同意できなくなったとき。
- ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。
 - * 当園の規則及び指示、依頼した内容を守っていただけないとき。
 - * 園の備品等を乱暴に扱う等の行為。
 - * 園敷地内で大声で主張するなど相手を威圧する行為。
 - * 開園時間外での対応を職員に強要する行為。
 - * 園関係者（職員、保護者、実習生含む）の個人的な連絡先を聞くなどする行為。
 - * 園外での活動に職員等を誘う行為。
 - * 飲酒等の社会通念上不適切と考えられる状態で園敷地内へ立入る行為。
 - * 園児や職員又は他の保護者に対して、被害や不利益が生じる行為。
 - * 個人的な価値観を他者に押し付ける行為。
 - * その他、園の業務に支障がでる行為があったとき。

（保育料等の滞納も含まれます。この場合、2ヶ月を限度とします。）

・SNSやその他多くの方が目にするような場などに誹謗中傷等を書き込むなどの信頼関係が失われる行為が認められたとき。また、許可なく園内の様子を録画・録音等記録したとき。（園に対してだけでなく、他のご家庭の誹謗中傷、写真を無断で使用するなどの行為も含まれます。）

同意書

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園長 矢巻 行祥 ⑩

副園長 中沢 真知子 ⑩

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

⑩

児童から見た続柄

個人情報使用同意書

下記の児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的の為に必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・緊急時その他において、保護者への連絡、保護者間の連絡網等で使用すること。
- ・緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他の兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

園長 様

令和 年 月 日

児童氏名

保護者氏名

⑩